

法人名 医療法人 池田耳鼻咽喉科クリニック
所在地 福岡市中央区平尾4丁目4番26号

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和 6年 5月 31日現在)

1. 資	産	額		104,113 千円
2. 負	債	額		75,236 千円
3. 純	資 産	額		28,877 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	63,998
B 固 定 資 産	40,115
C 資 産 合 計 (A + B)	104,113
D 負 債 合 計	75,236
E 純 資 産 (C - D)	28,877

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 池田耳鼻咽喉科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 福岡市中央区平尾4丁目4番26号

貸 借 対 照 表

(診療所のみを開設する経過措置型医療法人)

(令和 6年 5月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	63,998	I 流 動 負 債	5,438
II 固 定 資 産	40,115	II 固 定 負 債	69,798
1 有 形 固 定 資 産	8,679		
2 無 形 固 定 資 産	406	負 債 合 計	75,236
3 そ の 他 の 資 産	31,030	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	7,000
		II 積 立 金	21,877
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	28,877
資 産 合 計	104,113	負 債 ・ 純 資 産 合 計	104,113

法人名 医療法人 池田耳鼻咽喉科クリニック
所在地 福岡市中央区平尾4丁目4番26号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書

(診療所のみを開設する医療法人)

(自 令和 5年 6月 1日 至 令和 6年 5月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	57,723
2 事 業 費 用	42,905
本来業務事業利益	14,818
B 附帯業務事業損益	
1 事 業 収 益	
2 事 業 費 用	
附帯業務事業利益	
事 業 利 益	14,818
II 事 業 外 収 益	439
III 事 業 外 費 用	419
経 常 利 益	14,838
IV 特 別 利 益	
V 特 別 損 失	400
税 引 前 当 期 純 利 益	14,438
法 人 税 等	1,206
当 期 純 利 益	13,232

- (注) 1 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

事業報告書

(自 令和 5 年 6 月 1 日 至 令和 6 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名称	医療法人 池田耳鼻咽喉科クリニック
① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)	
② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人	
☒ その他	
③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用	
注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)	

(2) 事務所の所在地	福岡市中央区平尾4丁目4番26号
-------------	------------------

(3) 設立認可年月日	平成 元 年 7 月 31 日
-------------	-----------------

(4) 設立登記年月日	平成 元 年 8 月 11 日
-------------	-----------------

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード又は 介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 池田耳鼻咽喉科クリニック	4011118728	福岡市中央区平尾4丁目4番26号	一般病床 0 床

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当なし

(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 7 月 14 日 令和4年度決算の決定
令和 6 年 5 月 27 日 令和6年度事業計画決定及び予算決定

法人名 医療法人 池田耳鼻咽喉科クリニック
所在地 福岡市中央区平尾4丁目4番26号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1)法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※1 当法人理事長〇〇〇〇の配偶者が代表者取締役である法人。

※2 (株)〇〇から医薬品の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払い条件は翌月末現金払いとしている。

(2)個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※1 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 池田耳鼻咽喉科クリニック

理事長 池田雄祐 殿

私（注１）は、医療法人 池田耳鼻咽喉科クリニックの令和５年度（令和５年６月１日から令和６年５月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (１) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (２) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (３) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (４) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和６年７月２５日

医療法人 池田耳鼻咽喉科クリニック
監事 原 佳子

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。